

感染症・予防接種レター (第24号)

日本小児保健協会予防接種委員会では「感染症・予防接種」に関するレターを毎号の小児保健研究に掲載し、わかりやすい情報を会員にお伝えいたしたいと存じます。ご参考になれば幸いです。

日本小児保健協会予防接種委員会委員長 加藤達夫

予防接種委員会

| | | | |
|----------|------|------|------|
| 委員長 加藤達夫 | 岡田賢司 | 倉橋俊至 | 馬場宏一 |
| 庵原俊昭 | 小倉英郎 | 小林清 | 綿谷靖彦 |
| 遠藤郁夫 | 木村慶子 | 萩原誠一 | |

「実効あり」かつ「実行ある」感染症の標準予防策

今シーズンはインフルエンザの大流行のみならず、花粉症も今年は全国的に大規模発症となるようである。外来でもインフルエンザの迅速検査が常識となり、今までわからないですませてきた多くの疾患に対する検査や予防が可能となってきた。かつては小型球形ウイルス (SRSV) 等と呼ばれていたノロウイルスの検査も、電子顕微鏡によるウイルス粒子の直接確認法から、ウイルス遺伝子の一部を増幅して検出するPCR法が検査の主流となり、いままで「生牡蠣の食あたり」とか「おなかのカゼ」とされていたものが高感度かつ簡便に診断できるようになった。

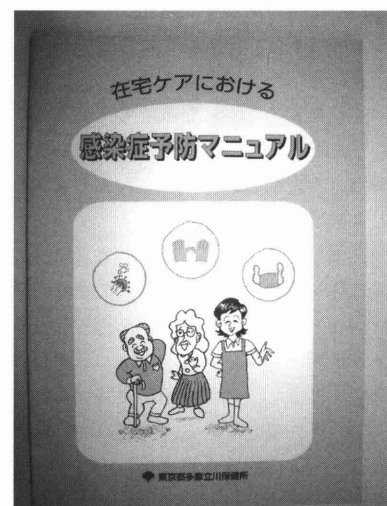
それにともない、保育所や学校だけでなく介護施設等での流行も多く報道されるようになり、新年早々の老人介護施設での集団感染死亡報道は記憶に新しいところである。これらに対するマスコミや一般の人たちの反応は、当初は医療過誤や院内施設内感染といった批判的な論調が多いようであったが、専門家の方々の説明や普及啓発の努力によって、比較的早期に過度の反応が収まり、現実的な予防対策へと論点が移ってきたように思う。

そこで問題となるのが、具体的な予防の方法とその実践である。感染予防に対する現在の基本となっている考え方は標準予防策 standard precaution という概念であり、米国CDC (疾病管理予防センター) の公表したガイドラインが感染症対策の事実上の国際標準となるものである。CDCのガイドラインは標準予防策と感染経路別予防策 transmission-based precaution からなっており、標準予防策はすべての対象者に適用される。感染経路別予防対策は、空気予防策、飛沫予防策、接触予防策からなり、感染力の強い重篤な病態を引き起こす疾患にオプションとして追加適用される¹⁾。基本的な考え方は、血液・体液、分泌物、排泄

物等のすべての湿性生体物質は感染の危険があるとして扱うものであり、「感染者の隔離」ではなく、「感染経路の遮断」を徹底するものである。実際には、予防すべき疾患の性質と各施設の実情に応じて、標準予防策を基本として有効な対策を選択することになる。

わが国でもMRSAによる院内感染対策が契機となり、SARSやノロウイルス等の予防が話題になるにつれて、単に医療施設内の感染対策にとどまらず、保育園や学校、障害者施設、老人介護施設等でも感染対策が求められてきている。

しかし、現実の保健福祉の現場で、厳密に標準予防策を実現することには困難がともなうし、また、病院と同じレベルの感染予防対策が求められるわけでもない。そこで東京都では、老人介護施設等の施設ケアや在宅ケアのための、一般向け解説書として「在宅ケアにおける 感染症予防マニュアル」を作成した²⁾。在



感染症予防マニュアル～ダイジェスト版～目次

| | |
|-------------------------------------|----|
| I 感染症予防対策のポイント | 2 |
| II 感染症の基礎知識 | 3 |
| III 日頃の感染症予防対策 (サービス提供時に気をつけること) | |
| 1 サービス内容に合わせた予防対策について | 5 |
| 2 手洗いについて | 6 |
| IV 感染症早期発見のための日頃の観察ポイント | 8 |
| V 感染症を疑ったときの確認事項と拡大防止対策 | 9 |
| VI 感染症についての相談・連絡先 | 11 |

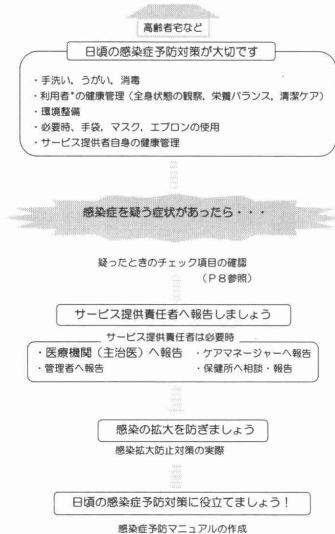
宅ケアで使えることを想定して編集してあるが、障害者施設や学校、保育園等でも基本は変わらない。専門家でなくとも理解できるわかりやすい表現で、標準予防策の考え方、予防対策のポイント、日常の感染症予防対策と発生時の対応等についてまとめたものである。

このマニュアルでは、「感染症は誰もがかかる可能性を持っている」ので「誰もが感染症を持っているかもしれない」と考えることを基本として、具体的には「確実な手洗い」と「感染の可能性のあるものには直接手で触らない」をすすめている。ここで大切なことは、一律に厳しい基準を適用することを優先するのではなく、作業内容にあわせた適切な予防対策を選択し実施することである。その際には、感染予防の正しい知識と正確な理解が必要となる。また、自分も感染者あるいは非感染者の立場になって考えてみることも重要であり、たとえ相手が老人や子どもであってもきちんと理解できる説明をおこなって本人や家族の協力を得ることも必要であろう。

この他、都の保健所では、天然痘やSARSに対する健康危機管理対応の訓練や関係機関の連絡会議、疥癬の予防マニュアル作成や研修会等を行っており、また、保育園・幼稚園向けの感染症予防マニュアル作成のための研修会を開催し、感染症予防実践マニュアル「おむつ交換編」を作成している。今後はさらに感染予防に対する取り組みの対象を拡大し、内容を充実していく予定である。

I 感染症対策のポイント

～感染症の発生予防と早期発見のために～



*利用者：サービス対象者

現代の感染症予防は、科学的根拠に基づいた合理的なものとなってきている反面、人権尊重や個人・企業の権益の保障といった社会的な制約にも答えなければならないことから、医学的な側面と社会的な要素をも十分に考慮したものでなければならない。現場の専門家としては、たいへん多くの条件を同時にクリアしていくことを求められている。平常時にも感染症発生時にも、施設の実情に合致した、費用のかからない有効で実行可能な対策を、当事者やスタッフの理解と協力を得ながら、人権にも配慮して、的確に実施しなければならない。そのためには、自ら情報知識の収集更新に努めるとともに、専門職のリーダーシップの下に関係者の情報共有を図り、いざという時に持てる資源と人材を有効活用できるようにすべきであろう。

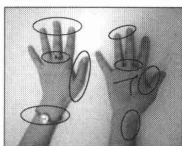
このように感染症予防は「言うは易く行は難し」である。しかし、医学的にも効果がありかつ実現可能である実務的な対策、すなわち、「実効あり」かつ「実行ある」感染症の標準予防策をすすめることが、今、私たちに求められていることであろう。

なお、ここで紹介した「在宅ケアにおける感染症予防マニュアル」は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階 電話03-5388-2276）で実費販売（A4版36ページ、300円）している他、東京都多摩区立川保健所のホームページ http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/tthc/hokentaisaku/kansenshoutaisaku/kansensho_manual.html からダイジェスト版（A4版12ページ、

手を洗いましょう。

手洗い前の準備

爪は短く切ってますか？
マニキュアは塗ってま
せんか？
時計や指輪をはずして
ますか？



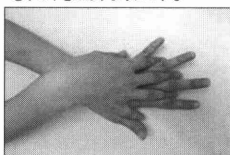
汚れが残しやすいところ

指先
指の間
親指の周り
手首
手のしわ

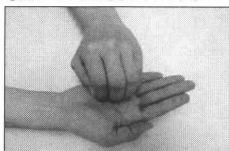
①手のひらをよくこする



②手の甲をのばすようにこする



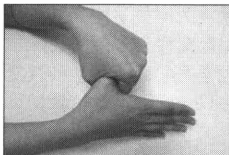
③指先・ツメの間を念入りにこする



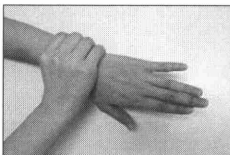
④指の間を洗う



⑤親指と手のひらをねじり洗いする



⑥手首も忘れずに洗う



その後、清潔なタオルでよく拭き取って乾かす

PDFファイル) がダウンロードできる。

文 献

- 1) 向野賢治：院内対策の標準予防策，日医雑誌，127 (3)：2002.2.1
- 2) 東京都多摩立川保健所 編集・発行：在宅ケアにおける 感染症予防マニュアル：平成14年（2002年）3月

(文責：倉橋俊至)